

保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表：令和7年 3月 28日

事業所名：福岡市立 西部療育センター分園 すてっぷ南庄

保護者等数（児童数） 75 回収数 66 割合 88%

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・ 体制 整備	1	お子さんの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。	63	1	0	2	・中を見たことがない為。	・4月の契約日、保育参観の際に室内に入って頂いています。 ・基準に基づいた設備となっています。
	2	職員の配置数は適切であると思いますか。	63	1	0	2		・配置基準に基づいた職員の配置を行っています。
	3-1	生活空間は、お子さんにわかりやすく「構造化された環境」【注 i】になっていると思いますか。	58	1	1	5	・保育の部屋に入ったことがないのでわかりません。	・ロッカーやトイレ、手洗い場等にマークやイラストを貼り、視覚的に分かりやすくしています。
	3-2	障がいの特性に応じて、事業所の設備等は、バリアフリー化やわかりやすい情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。	55	4	0	7	・中を見たことがない為。	・トイレには段差がある為手すりを設置し、注意が向くようテープを貼っています。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていますか。また、お子さん達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。	64	0	0	2		・細目に清掃、消毒を行っています。 ・限られたスペースを有効に活用し、心地よく過ごせるよう工夫しています。
適切な 支援の 提供	5	契約時に、運営規程、「年間カリキュラム」【注 ii】、利用者負担額等について丁寧な説明がありましたか。	57	5	0	4	・先生方が1人1人に向き合ってくれているので、子どもが様子を教えてくれるようになりました。	・ありがとうございます。契約時に文書も用いて説明を行っています。
	6	事業所が公表している支援プログラムは、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか	61	3	0	2		・カリキュラムに基づいて支援を行っています。
	7	お子さんのことを十分理解し、お子さんと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、「児童発達支援計画」【注 iii】（年間・半期の目標、まとめ等）が作成されていると思いますか。	61	3	0	2	・しっかりと話を聞いてくださり、説明下手な私の気持ちをきちんと汲み取ってくれます。	・ありがとうございます。個別の面談で聞き取った内容を更に分析し、個々に応じた児童発達支援計画を作成しています。
	8	児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドライン」【注 iv】に示された支援内容からお子さんの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。	59	4	0	3	・実際に子供の保育をしている先生方と面談もして、目標を設定してもよかったなと思います。	・保育担当も面談を行い、具体的な支援内容を設定しています。
	9	「児童発達支援計画」（年間・半期の目標、まとめ等）に沿った支援が行われていると思いますか。	63	1	0	2		・個々の支援計画に沿って支援を行っています。
	10	園の「活動プログラム」【注 v】が固定化しないよう工夫されていると思いますか。	63	2	0	1		・様々な分野に渡っての療育を行っています。
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のお子さんとは活動する機会がありますか。	0	0	0	0	該当なし	・殆どの子が幼稚園、保育園との並行通園の為、事業所としては企画していません。

保護者への説明等	12	契約時に、運営規程、「年間カリキュラム」【注ii】、利用者負担額等について丁寧な説明がありましたか。	64	1	1	0		・契約時に丁寧な説明を行っています。
	13	「児童発達支援計画」（年間・半期の目標、まとめ等）を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。	66	0	0	0		・児童発達支援計画を示しながら説明を行っています。
	14	園では、家族に対して家族支援プログラム（「ペアレント・トレーニング」【注vi】等）や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。	62	3	0	1		・年間数度の保護者学習会、ワークショップを実施。様々な情報提供も行っていきます。
	15	日頃からお子さんの状況を保護者と伝え合い、お子さんの健康や発達の状況、課題について共通理解ができていますか。	62	3	0	1		・毎回、子どもたち一人ひとりについて気付いたことを詳しく伝えるようにしています。
	16	定期的に、保護者に対して面談や、子育てに関する助言等の支援が行われていますか。	63	1	0	1	・面談でなくても話を聞いてくれて助かっている。	・年間3回の個別面談を行っています。また、個別の相談には、随時対応しています。
	17	園の職員から、共感的に支援をされていると思いますか。	65	0	0	1	・子どもだけではなく、親にもとても親切なのが伝わります。	・ありがとうございます。親しみやすい雰囲気作りを心掛けています。
	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がなされていますか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がなされていますか。	0	0	0	0	該当なし	・保護者会はありませんが、懇談や学習会、ワークショップ等、交流ができる機会を設定しています。
	19	お子さんや家族からの相談や申入れについて、「対応の体制が整備」【注vii】されているとともに、お子さんや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。	60	2	0	4		・普段から「いつでも相談に応じる」と言うことを周知しており、相談の際には迅速に対応しています。
	20	お子さんや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。	63	0	0	2		・細かく、詳しく、分かりやすく伝えることを心掛けています。
	21	定期的に、通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果がお子さんや保護者に対して発信されていますか。	36	17	0	13		・単独グループは定期的におたよりを発行しています。親子グループは振り返り時に詳しく話しをしています。 ・自己評価の結果については、西部療育センターのHPに記載しています。
22	個人情報の取扱いに十分留意されていると思いますか。	64	1	0	1		・個人情報取扱規定、マニュアルに基づき対応に注意しています。	
非常時の対応	23	園では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。	51	8	0	7		・マニュアルを整備し、契約時に説明しています。職員は発生を想定し、訓練を実施しています。
	24	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われていますか。	44	9	0	13		・定期的に避難訓練を実施しています。
	25	お子さんの安全を確保するための計画について周知される等、安全確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。	58	2	0	6		・契約時に説明を行い、安全を確保して支援を行っています。
	26	事故等（怪我等を含む。）が発生した場合、速やかな連絡や状況の詳しい説明がされていると思いますか。	56	0	0	66	・この様な事案に遭遇した事がないのですが、職員の方達はされていると思います。	・職員間で事故を想定したシミュレーションを行い、怪我等があった場合は保護者へすぐに連絡しています。

満足度	27	お子さんは通園（通所）を楽しみにしていますか。	はい	やや楽しみにしている	どちらともいえない	いいえ	わからない	・とても楽しみにしており、車の中で「楽しかったー！」と教えてくれます。	・ありがとうございます。今後も、通園することが楽しみな施設となるように努めてまいります。
			53	9	2	1	1		
	28	お子さんは安心感をもって通所されていますか。	はい	やや楽しみにしている	どちらともいえない	いいえ	わからない	・先生の事が大好きな様子です。	・ありがとうございます。子どもたちが安心して通園できるよう、笑顔での対応を心掛けていきます。
			58	7	1	0	0		
	29	(総合的にみて) 事業所の支援（サービス）に満足されていますか。	満足している	やや満足している	どちらともいえない	不満である	わからない	・年少から年長まで通えたらいいと感じた。 ・大満足です。	・嬉しいご意見をありがとうございます。職員全員で、より良い支援ができるよう努めてまいります。
			56	8	1	1	0		

(注釈)

- i 「本人にわかりやすく構造化された環境」は、机や本棚の位置やついたでの使用などで刺激を整理し、お子さん本人がその場所で何をしたいかをわかりやすくする工夫です。
- ii 「年間カリキュラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。
- iii 「児童発達支援計画」は、児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載した計画のことです。これは、児童発達支援センターの児童発達支援管理責任者が作成します。
- iv 「児童発達ガイドライン」は、児童発達支援の提供すべき支援として、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」を規定しています。
本人支援とは、子どもが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5つの領域での支援のことです。
家族支援とは、お子さんが安定して育ち、暮らしていくことを目的として、家族が安心して子育てを行うことができるよう、様々に家族の負担を軽減していくための物理的・心理的な支援を行うことです。
移行支援とは、あなたのお子さんが、お住いの周囲の一たちから理解され、家族として安心して地域参加するための支援のことです。
- v 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。お子さんの特性や発達の課題等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。
- vi 「ペアレント・トレーニング」は、保護者がお子さんの行動を観察してお子さんの特性を理解したり、特性を踏まえた褒め方等の関わりのコツを学ぶことにより、お子さんが適切な行動を獲得し、保護者がポジティブな気持ちで子育てに向かうことを目標とした家族支援です。
- vii 「対応の体制の整備」は、保護者が事業所に対して、相談や「こうしてほしい」というお願いをする際に、誰に、どこにお話をすれば良いかが決まっていて、それを保護者に知らされていることも含まれています。また、対応とは、相談やお願いに対して、迅速かつ適切な対応をすることだけでなく、対応の必要がないことや対応できない事情について保護者が理解できる説明を行うことも含まれます。